

退職される方で、引き続き府庁生協の組合員を希望される場合

京都府庁生活協同組合

※ 定年などで退職されても、府庁の職場(学校現場等を除く)に再任用や嘱託などで引き続き勤務される方は、この手続きは不要です。(組合員資格は継続されます。)

- 退職し府庁の職場に再任用や嘱託などで勤務されない方や、学校現場等に異動される方は、組合員資格が無くなります。しかし、引き続き府庁生協の組合員として残ることを希望される場合は、下記の申し出をしていただくことにより、この組合の職域に勤務していた者として組合員(「2号組合員」といいます。)の継続ができます。なお、「2号組合員」も組合員の権利はこれまでと何ら変わりはありません。
- 手続き ○この「申出書」を生協総務課に提出してください。(FAX可 075-441-2686)
郵送の場合 〒602-8041 京都市上京区下立売通新町西入 京都府庁内 京都府庁生協総務課
○「申出書」を提出いただいた時点で、「2号組合員」として継続することを府庁生協が承認したことになります。
○組合員番号は変更しませんので、組合員証(プラスチックカード又は紙製)はそのままご使用いただけます。
○紙製の組合員証をお持ちの方でプラスチックカードを希望される方は、「申出書」のカード発行欄に認め印を押印してください。カードは2週間程度でご自宅に郵送いたします。
- 問合せ ○ご不明の点がありましたら、府庁生協本部へお問合せください。(TEL 075-441-7657)

.....き り と り.....

2号組合員への継続申出書

20 年 月 日

京都府庁生活協同組合 様

私は、(・退職 ・学校現場等への異動)により組合員資格が無くなりますが、引き続き「2号組合員」(勤務していた者)として継続したいので申し出します。

※プラスチックカードの発行を申込みます。(印)

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名		性別	男 女
現住所	〒 -	TEL	- -
旧職場名			
組合員No.	6099 - -	←組合員証に記載	

生協記入欄

区分	9 その他 (91 臨職等 92 退職 93 付近)	
加入日		担当者